

## 住宅確保要配慮者の方に対して、 様々な支援があります

※がついた機関は、下記URL (PDF) へ連絡先一覧を掲載しています。ご参照ください。

URL: <https://yamaguchi-kyojushien.org/guide/guide-contact.pdf>



### 高齢者の場合

市町 高齢者保健 福祉担当課 ※	保健・医療・福祉に関する総合的な相談に応じるほか、各種保健・福祉サービスを利用する際の申請窓口です。
地域包括 支援センター ※	介護や福祉などの総合的な相談に応じるとともに、保健・医療・福祉等の関係機関と連携して、高齢者の地域生活や介護を支援します。
社会福祉 協議会 ※	金銭管理に不安がある方の公共料金や家賃の支払いなどをお手伝いする日常的な金銭管理サービスを提供しています。
家庭裁判所	成年後見制度（後見人などが財産管理や契約を行い、本人を法的に支援する制度）の申立窓口です。

### 障害者の場合

市町 障害福祉 担当課 ※	障害福祉サービスなどの制度利用の総合窓口です。 障害のある方、その保護者、支援者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行います。
相談支援 事業所	福祉についての総合的な相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉や医療など関係機関との連絡調整などの支援を行います。
医療機関	体調不良の時には随時対応していただけます。 看護師が自宅へ訪問する訪問看護や、日中通所する精神科デイケアなどもあります。
居宅介護 事業所	ホームヘルパーが自宅を訪問して、家事援助や生活等に関する相談や助言などを行います。障害のある方の地域での生活を支えるための基本となるサービスです。
社会福祉 協議会 ※	「高齢者の場合」の欄をご参照ください。

### 子どもを養育する者の場合

市町 児童福祉 担当課 ※	子どもや子育てに関する総合的な相談に応じるほか、各種子育て支援サービス等を利用する際の申請窓口になります。
児童相談所	子どもに関するあらゆる問題について相談に応じる相談窓口です。必要に応じて医師や児童心理司等の専門家のアドバイスや専門機関への紹介などを行っています。
健康福祉 センター ※	ひとり親世帯等への支援として、生活費や転宅費用等の貸付けを行う「母子父子寡婦福祉資金貸付金」の相談窓口です。
母子・父子 福祉センター ※	ひとり親家庭の父母等の様々な相談に応じるほか、自立に向けた就業支援等を行っています。

### 外国人の場合

市町多文化 共生担当課 ※	外国人住民の方との共生に関する窓口です。
やまぐち 外国人総合相談 センター ※	外国人住民の方やその関係者からの生活に関する相談に多言語で応じ、必要な情報提供等の支援を行います。

### 生活困窮者の場合

生活困窮者 自立相談支援 機関 ※	生活困窮者の方に対する各種支援の相談窓口です。 支援員が相談を受けて、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。
福祉事務所 ※	生活保護の申請・相談窓口です。 生活保護を受けている方に対し、最低生活の維持や自立に向けた支援を行っています。

## 山口県居住支援協議会事務局

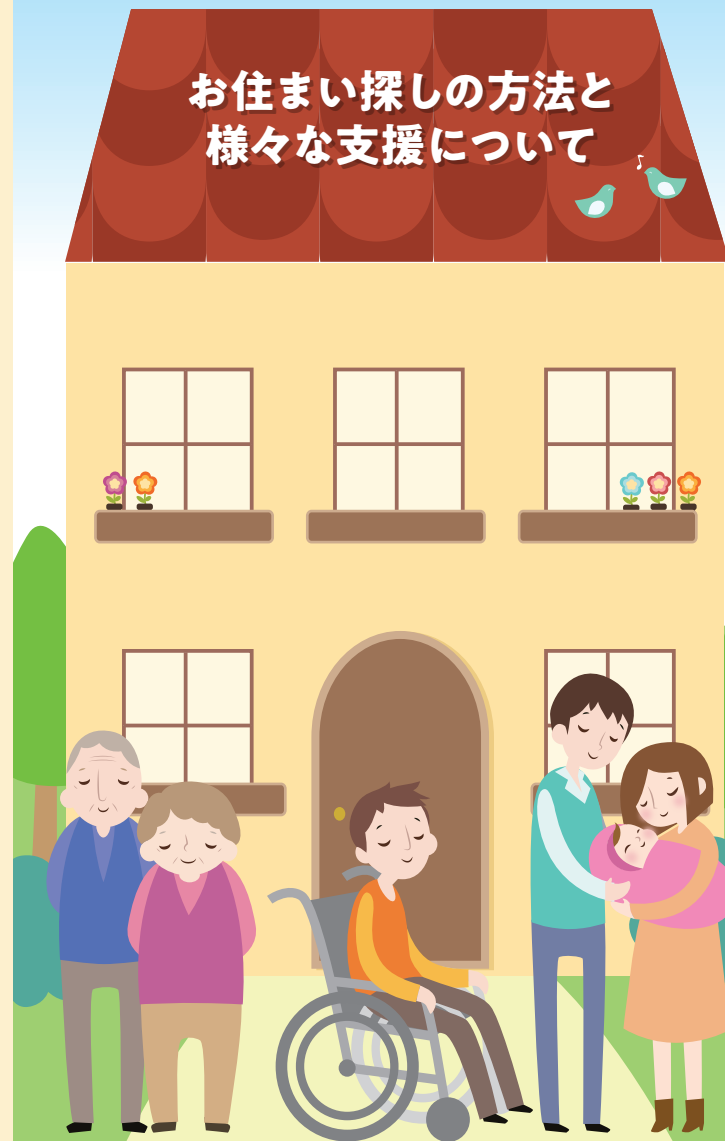
公益社団法人山口県宅地建物取引業協会  
〒754-0021 山口市小郡黄金町5-16  
TEL: **083-973-7111**

山口県 土木建築部住宅課  
TEL: **083-933-3883**

## 山口県居住支援協議会からのご案内

### 居住にお困りの皆様へ

### お住まい探しの方法と 様々な支援について



## 山口県居住支援協議会とは

住宅セーフティネット法※に基づき、高齢者、障害者、低額所得者や子どもを養育している人など、住宅の確保に配慮を要する方（以下「住宅確保要配慮者」という。）が、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、支援策を協議・検討するために行政機関と民間団体で組織する団体です。

山口県では、平成27年7月に山口県居住支援協議会を設立し、活動を行っています。

※住宅セーフティネット法：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（公布・施行：平成19年7月6日）

## 住宅確保要配慮者とは

山口県では、次の方々住宅確保要配慮者に該当します。

- 低額所得者
- 被災者（発災後3年以内）
- 高齢者
- 身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者
- 子ども（高校生相当以下）を養育している者
- 外国人
- 中国残留邦人
- 児童虐待を受けた者
- ハンセン病療養所入所者
- DV被害者
- 北朝鮮拉致被害者
- 犯罪被害者
- 生活困窮者
- 更生保護対象者
- 東日本大震災等の大規模災害の被災者
- 新婚世帯
- LGBT
- UJターンによる転入者
- 児童養護施設退所者
- 海外からの引揚者
- 原子爆弾被爆者
- 戦傷病者
- 婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」又は配偶者暴力対応機関等による「配偶者暴力被害申出受理確認書」を受けた者

## 住宅確保要配慮者の方のお住まい探しには、下記のような方法もあります

### ① インターネットを使って登録住宅を探す方法

#### 🌸 セーフティネット登録住宅（登録住宅）とは

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、賃貸住宅の賃貸人から、県・政令市・中核市に登録した住宅です。  
登録住宅の情報は、専用サイト「セーフティネット住宅情報提供システム」から検索することができ、空き状況や家賃等を確認することが可能です。

※登録住宅は入居を拒まない要配慮者の属性が指定されています。

セーフティネット住宅情報提供システム

検索



### ② 協力会員店に相談する方法

#### 🌸 協力会員店とは

山口県居住支援協議会の取り組みに賛同いただいた不動産業者です。  
住宅確保要配慮者を支援する相談窓口として対応されていますので、転居先として希望する地域の協力会員店に相談することが可能です。

山口県居住支援協議会 協力会員

検索



### ③ 居住支援法人に相談する方法

#### 🌸 居住支援法人とは

各法人の申請に基づき、住宅確保要配慮者に対して賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定する法人です。

支援内容は法人によって異なります。転居先として希望する地域において、「住まい探しの支援」を行っている居住支援法人へ相談することも可能です。

（令和4年12月末時点）

山口県内の 居住支援法人	ホームネット 株式会社	有限会社 フォーマックス	特定非営利 活動法人 優喜会	有限会社福栄	株式会社 上原不動産
電話番号	フリーダイヤル 0120-460-560	0836-38-8111	0833-47-3535	0827-28-5667	083-234-1300
活動地域	県内全域	宇部市・ 山陽小野田市	光市・下松市・ 周南市	岩国市	下関市・宇部市
支援内容	住まい探しの支援	○	○	○	○
	入居後の見守り等支援	○	○	○	
	相談対応支援		○	○	○
	大家への普及啓発等		○	○	○